

地域で子どもを育むプロジェクト ～信州こどもカフェ運営緊急支援助成～  
2024年度 募集要項

<p>趣 旨</p>	<p>物価の高騰により食品や日用品等の値上げが進む中、地域に食事や繋がり場の場を提供する信州こどもカフェ（以下「こどもカフェ」という。）の運営を緊急的に支援するため、助成を行う。</p> <p>なお、この緊急支援助成は、物価高騰の影響を受ける食材購入費等の経費に充当するものとする。</p> <p><b>※緊急的な支援であり、新規での申込が必要となります。</b></p>
<p>対象団体</p>	<p>助成対象となる団体は、以下の（１）から（６）までをすべて満たすこどもカフェを運営する団体等とします（法人格の種類、有無は問いません）。</p> <p>（１）令和６年１２月時点で県内で開設され、営利を目的としないもの。</p> <p>（２）以下ア及びイの両方を満たすこと。</p> <p>ア 令和７年２月末時点で、当該年度の開催月が７ヶ月（年度途中で開始した場合は、取組を開始した月から申請日時点でまでの月数の７割）以上であること（表１参照）。</p> <p>イ 計画的に開催され、同一地区（学区）内で月１回以上（年度途中で開始した場合は、取組を開始した月から月１回以上）開催されるもの。ただし、荒天やその他のやむを得ない事情により開催できなかった場合は、この限りではない。</p> <p>（３）以下アからウのいずれかに該当する複数の取組を行うものであること。</p> <p>ア 学習支援と食事提供</p> <p>イ 学習支援とその他の取組（悩み相談、学用品のリユース、高齢者との世代間交流等）</p> <p>ウ 食事提供とその他の取組（悩み相談、学用品のリユース、高齢者との世代間交流等）</p> <p>（４）こどもカフェの開設時に、現場を統括するリーダー及び子どもに対して適切な支援ができるボランティア等のスタッフが配置されていること。</p> <p>（５）食事提供にあたっては、無料又は低額（実費相当程度）の料金とされていること。また、衛生管理が十分配慮されていること。</p> <p>（６）活動内容が公序良俗に反しないこと。</p> <p><b>※以前、「信州こどもカフェ運営支援助成」を３回受けた団体や今まで助成を受けていない新規の団体も上記の（１）～（６）までを満たせば助成対象となります。</b></p>
<p>対象経費</p>	<p>こどもカフェの活動に要する経費</p> <p><b>交付決定後に購入した</b>需用費（食材費、消耗品費、燃料費、印刷費 等）に該当する費用</p> <p>食材費 →米 カレー粉等</p> <p>消耗品費→紙、使い捨て手袋及び容器、割り箸、袋、消毒用品、ガスボンベイベントで使用する材料等</p> <p>ポット等の消耗器具（ただし、１件あたり１００，０００円以上の物品で１年以上にわたり使用に耐えると認められる物品は対象となりません。）</p> <p>燃料費→ 暖房用灯油 買出し・子どもの送迎に使用するガソリン代等</p>

	<p>印刷費→ チラシ・資料等の印刷費、インク代等</p> <p>* 対象外→貸借料（使用料）・謝金・旅費・水道光熱費・修繕費等</p> <p>※領収書またはレシート等の明細(原則原本に限る)のあるものに限ります。</p> <p><b>交付決定前に購入された物品については対象になりませんので、ご注意ください。</b></p>
対象期間	交付決定日(令和7年3月末予定)から令和7年4月30日までに行う事業
応募方法	<p>① 様式 1-1 号</p> <p>② 様式 1-2 号</p> <p>③ 様式 1-3 号</p> <p>④ 様式 1-4 号</p> <p>⑤ 団体の活動概要が分かるチラシや広報誌等</p> <p>⑥ 活動中の写真(1枚:個人が特定されないもの)</p> <p>以上の書類を本会へ郵送にてご提出ください。</p> <p><b>【提出締切】令和7年3月14日(金)必着</b></p> <p>※①～④は本会ホームページからダウンロードすることができます。 URL:HP: <a href="https://www.nsyakyo.or.jp">https://www.nsyakyo.or.jp</a></p>
助成額	<p>上限4万円/団体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・助成決定額は、予算の範囲内で決定します。</li> <li>・助成額は実績に応じた額でお支払いします。</li> <li>・助成額は1か所あたりの額です。</li> </ul>
助成決定から実施報告までの流れ	<p>(1) 助成の決定(3月末頃)</p> <p>助成申請書をもとに本会において審査後、各団体に決定通知書を通知します。 なお、申請多数の場合は活動内容や取組状況等により助成対象先を決定します。</p> <p>(2) 実施報告書の提出(5月中旬)</p> <p>事業実施後に実施報告書を提出してください。</p> <p>(3) 助成金の送金(6月中)</p> <p>実績報告書により助成額を決定し、送金します。</p>
助成金の返還義務	<p>正当な理由がなく次のいずれかに該当するときは、助成金の全部又は一部につき、金額及び期日を指定して返還していただく場合があります。</p> <p>(1) 偽りその他不正な手段により、助成金の交付を受けたことが判明したとき</p> <p>(2) 助成金を対象活動又は対象経費以外に使用したとき</p> <p>(3) 対象活動を中止したり、完了できないとき</p> <p>(4) 事業規模の縮小により助成金の交付済額に不用額が発生したとき</p>
申請書提出先	<p>〒380-0936</p> <p>長野市中御所岡田 98-1 長野県社会福祉協議会 まちづくりボランティアセンター</p>

表1 取組開始月における7割以上に相当する月数

取組開始月	7割以上の月数
R6.4月	7ヶ月以上開催した
5月	7 //
6月	6 //
7月	5 //
8月	4 //
9月	4 //
10月	3 //
11月	2 //
12月	2 //